

介護分野の文書に係る負担軽減  
に関する専門委員会（第2回）

団体提出  
資料4

令和元年8月28日

# 介護分野の文書に係る 負担軽減に関する意見書



公益社団法人 全日本病院協会

## (1) 指定申請関連文書について

- ・ 現在、設備基準や人員に変更があった場合、指定事項等変更届の提出が義務付けられているが、介護分野は職員の出入りが頻回にあり、その都度指定事項等変更届を提出するのは負担が大きい。

(※規模の大きい事業所では毎月提出しているケースもある。)

年度単位での提出でよいと考える。

- ・ 介護保険事業、日常生活総合支援事業、老人福祉法に基づく老人居宅支援事業、障害者自立支援法に基づく事業など、多くの介護事業所は複合的に事業を運営しており、それぞれの法に基づいて届け出書類の提出が義務付けられている。書類内容のほとんどが重複しているので、提出窓口を1本に絞り、行政内部で共有できるようにする必要があると考える。

## (2) 報酬請求関連文書について

- ・ 処遇改善加算については計画と実績を毎年作成し、行政に報告する義務がある。中小規模の事業所は事務職員を雇用できず、介護職員等が書類を作成している実態がある。外部の社会保険労務士等に委託すると費用が掛かるため採算が合わず、処遇改善加算を取得していない事業所も存在する。報告内容の簡素化が必要と考える。処遇改善加算と介護報酬を一体化することも考える。
- ・ 地域密着型サービスや日常生活支援総合事業を複数の市町（保険者）で実施している場合、処遇改善加算などの書類をそれぞれの保険者に提出する必要がある、法人の負担になっている。様式の統一化と保険者ごとで情報を共有できる仕組みを作ってはどうか。

### (3) 指導・監査関連文書について

- ・介護保険法や老人福祉法、障害者自立支援法に基づいて、それぞれの担当課（介護保険課 高齢福祉課 障がい者福祉課等）が実地指導や監査に入ることがあるので一本化が必要と考える。
- ・指導を行う行政の中には他部署から異動して間もない職員もおり、主観に基づく指導内容に現場の職員が振り回されるケースがある。実地指導や監査について、保険者向けの研修会を実施してはどうか。また実地指導や監査時に職能団体（老人福祉施設協議会 介護支援専門員協会 介護福祉士会等）の同行訪問や指導の一部委託などを検討する必要があると考える。
- ・2019年5月に『介護保険施設等に対する実地指導の標準化・効率化等の運用指針』が厚生労働省老健局から通知されたが、浸透が十分に進んでいない地域がある。また担当職員によっては高圧的な態度で指導に当たるケースもあり、ルールが守られない場合の相談窓口等を設置する必要があると考える。

## (4) 地域によって取扱いに差があり、業務負担に影響がある文書について

- ・保険者によっては、下記のケースにおいて事前協議書や申立書をケアマネジャーに作成させ提出を求めている。それぞれ必要性は担当ケアマネジャーがアセスメントに基づいて判断しており、別途事前協議書等を作成することは負担となっている。必要性の判断はケアマネジャーに任せてはどうか。
  - (ア) 訪問回数の多い利用者（訪問介護）
  - (イ) 同居家族がいる場合の生活援助（訪問介護）
  - (ウ) 院内で提供される身体介護（訪問介護）
  - (エ) 二人の訪問介護員等による訪問介護の提供（訪問介護）
  - (オ) 認定有効期間の半数を超えるショートステイの利用（短期入所生活介護等）
  - (カ) 軽度者（要支援・要介護1）に対する福祉用具貸与（福祉用具貸与）
  - (キ) 福祉用具の同一品目を貸与する場合（福祉用具貸与）
  - (ク) モニタリング訪問が出来ない特段の事情（居宅介護支援）

#### (4) 地域によって取扱いに差があり、業務負担に影響がある文書について

- ・利用者の住所地等により、それぞれの保険者に下記申請書類等を提出することになるが、その申請様式も添付書類も手順も異なるため時間を要する。申請様式や手順の統一が必要があると考える。

(ア) 介護保険 要介護認定・要支援認定申請書

(イ) 介護保険負担限度額認定申請書

(ウ) 介護保険 居宅サービス計画等作成依頼（変更）届出書

(エ) 要介護・要支援認定に係る資料提供申出書

(オ) 福祉用具購入費支給申請書

(カ) 住宅改修費支給申請書 等

## (5) その他

- (1) ~ (3) の書類はどちらかということと事務方が作成する書類なので、介護職やケアマネジャーが作成する書類（ケア記録等）の削減が必要があると考えます。
- 行政への書類提出は、原則紙媒体で郵送か直接持参が基本なので、印刷や移動コストが大きい。メールなどでの提出を可能にする。